

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

お客様との共通価値の創造

- ・ 銀行として、グループ総合力を活かし、オープンイノベーション促進や円滑な事業承継の実現、M&Aを活用した事業の引継ぎ支援、人材育成・採用支援など、お役様のニーズに合った幅広いサポート・提案を行います。
- ・ 融資や各種ファンド等の活用、ならびに企業のライフステージに応じた高度なコンサルティング機能の提供を通じて、お客様との共通価値を創造し、地域経済の持続的成長に寄与します。
- ・ 行政や異業種（空港等の社会インフラ、エンタメ、アート、スポーツなどの企業）と連携し、「東京発プラットフォーム」を構築。お客様と異業種をつなぐコーディネーターとなりハブ機能を発揮し、お客様の価値創造や社会的課題解決に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

東京きらぼしフィナンシャルグループにおいて、サステナビリティの取組として、地域社会の発展・持続可能な社会の課題解決への関与をしていくことを示した「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」を定めており、当社は方針に則り、お客様の価値向上に取り組み、気候変動や社会的課題への対応に積極的な役割をはたして参ります。

また、地球環境への配慮、社会の持続的発展への取り組みを示した「環境方針」を定め、事業活動を通じた支援、地域社会への環境保全活動、関係法令遵守、環境負荷削減、役職員への啓蒙、以上の活動を通じて、環境問題への解決に努め持続可能な社会の実現に貢献します。

2025年10月30日

株式会社きらぼし銀行

取締役頭取 渡邊 壽信